

新型コロナウイルス感染症に係る支援

【手続き不要】水道料金の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況を踏まえ、町民の生活や経済活動を支援するため水道料金の一部を減免します。

【減免内容】 水道料金のうち「**基本料金**」相当額
(基本料金に消費税及び地方消費税相当額を加算した額)

【対象者】 一般用の料金が適用される水道の利用者
(家庭用、営業用、事業用など)

※注意 ・集会所等、臨時使用は、基本料金の算定がないため対象となりません。
・国、地方公共団体等は、対象外とします。

【減免期間】 3カ月分 ①令和2年 9月請求分 (8月検針時に確定する料金)
②令和2年 11月請求分 (10月検針時に確定する料金)
③令和3年 1月請求分 (12月検針時に確定する料金)

【申請方法】 申請等の手続きは不要です。

※ 検針票について

検針票「水道使用量等のお知らせ」には、減免前の請求予定金額が記載されていますが、口座振替や納付書の発行は、減免後の金額で請求します。改めて、減免額等の通知はいたしませんので、ご了承ください。

【参考】一般的な水道料金減免金額 (基本料金相当額)

◎一般用の料金

消費税込み

用途 (メ-ター口径)	減免額 (月額)		
	(使用水量)	基本料金相当額	
・家庭用 ・営業用 ・事業用 ・公共施設 ・教育施設 ・その他	13ミリ	10m ³ まで	2,200円
	20ミリ	12m ³ まで	2,750円
	25ミリ	15m ³ まで	3,300円
	30ミリ	20m ³ まで	5,500円
	40ミリ	20m ³ まで	5,500円
	50ミリ	20m ³ まで	5,500円
	75ミリ	20m ³ まで	5,500円

※ 今回の減免について、佐用町役場から電話や訪問することはありません。

マンションやアパート等で、オーナーや管理会社等が一括して水道料金を納めている場合は、そのオーナーや管理会社等に対して請求する水道料金を減免します。

【お問い合わせ】 佐用町役場 上下水道課 電話 0790-82-0481